

- 1 委託業務名 谷山処理場ほか維持管理業務委託
- 2 業務場所 鹿児島市谷山港三丁目2番地5ほか
- 3 契約期間 令和 年 月 日から（契約締結日）
令和 14 年 3 月 31 日まで
準備期間 令和 年 月 日から（契約締結日）
令和 9 年 3 月 31 日まで
履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から
令和 14 年 3 月 31 日まで
- 4 業務委託料 ¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥）
- 5 契約保証金 「鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除」

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、この契約を電子契約にて締結する場合においては、本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。また、電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住所 鹿児島市鴨池新町1番10号
氏名 鹿児島市
水道事業及び公共下水道事業管理者
水道局長 遠藤 章

受注者 住所
商号又は名称
代表者名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別添の要求水準書(質問回答書及び技術提案書等を含む。以下「要求水準書」という。)に従い、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の委託業務(以下「業務」という。)を契約書記載の契約期間(以下「契約期間」という。)内に、常に善良なる管理者の注意をもって履行するものとし、発注者は、契約書記載の業務委託料(以下「業務委託料」という。)を支払うものとする。

3 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地の属する裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。

(法令等の遵守)

第2条 受注者は、業務に従事する作業員を指揮及び監督し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他の法律に規定された使用者としてのすべての義務を遵守するとともに、責任をもってこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、発注者の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報情報の漏えい、紛失等に係る損害は、契約期間後も受注者がその費用を負担する。

(貸与品等)

第5条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務の用に供する機械機器、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能は、要求水準書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、業務の完了、要求水準書等の変更等によって不用となった貸与品等については、発注者に返還しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第6条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務実施計画書の提出等)

第7条 受注者は、要求水準書等に定める業務について、業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、業務実施計画書に基づき、その業務を遂行しなければならない。

3 受注者は、契約期間中において業務実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容を発注者に通知する。

4 発注者は、業務実施計画書の内容から要求水準書等に示す業務が履行されない恐れがあると判断した場合は、受注者に業務実施計画書の変更を指示することができるものとし、受注者は遅滞なくその指示の内容に適合するよう計画を変更し、発注者に再提出しなければならない。

(実施の方法等)

第8条 受注者は、別に要求水準書に定める業務対象施設(以下「谷山処理場等」という。)の機能が十分発揮でき、かつ所定の能力が保持できるよう、本契約書、要求水準書等に基づき誠実に業務を履行しなければならない。

2 受注者は、要求水準書等の定める範囲内において、要求水準書等に定める性能を担保することを条件とし、自ら運転主体者として業務を行う、いわゆる「性能発注方式」の考え方に基づき業務を行わなければならない。

(一括再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない。

(監督員の通知)

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務の履行の受注者又は受注者の業務総括責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務総括責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務総括責任者等の選任)

第11条 受注者は、作業員の中から本業務を総括し、他の者を指揮監督するための業務総括責任者及び副総括を選任しなければならない。

2 受注者は、作業員の中から、電気設備の維持管理業務を総括する電気主任を選任しなければならない。

3 受注者は、作業員の中から、機械設備の維持管理業務を総括する機械主任を選任しなければならない。

4 受注者は、作業員の中から、水質業務を総括する水質主任を選任しなければならない。

5 受注者は、前4項の規定により業務総括責任者、副総括、電気主任、機械主任及び水質主任を選任したときは、その者の氏名及び権限の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(地元関係者との協議)

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(業務総括責任者等に対する措置請求)

第13条 発注者は、業務総括責任者、副総括、電気主任、機械主任、水質主任又は技術員等若しくは第9条第1項又は第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が要求水準書等又は発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書が一致しないこと。
- (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (5) 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書等の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により要求水準書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰することができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の提案)

第18条 受注者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

2 前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等を変更することができる。

3 前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間又は業務委託料の額を変更しなければならない。

(処理施設に関する事項)

第19条 受注者は、流入する下水(以下「流入下水」という。)が流入基準を満足している場合において、流入下水を各処理工程において適正に管理し、要求水準書等に掲げる放流水質基準を満たして放流するものとする。

2 受注者は、谷山処理場から発生する汚泥を各処理工程において適正に管理し、要求水準書等に掲げる南部処理場向圧送汚泥濃度基準を満たすよう汚泥処理を行うものとする。

(異常事態時の取扱い)

第20条 流入基準を逸脱する流入下水があった場合及び大雨、地震又は事故等の不可抗力により下水道施設に滅失又は損傷が生じた場合並びにその他特別の事情が発生した場合(以下「異常事態」という。)は、谷山処理場等の運転保守管理を発注者の指示のもとに置くものとする。

2 受注者は、異常事態が発生した場合は、緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される谷山処理場等への影響、緊急措置の内容を直ちに発注者へ報告しなければならない。

(臨機の措置)

第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、その執った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第22条 業務の完了前(成果物がある場合は、当該成果物の引渡前)に、業務を行うにつき生じた損害(成果物がある場合は当該成果物に生じた損害を含み、次条第1項、第2項若しくは第3項又は第24条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(要求水準書等に定めるところにより付された保険によりて補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(要求水準書等に定めるところにより付された

保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害(要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が、善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第24条 業務の完了前(成果物(未完成のものを含む。以下この条において同じ。))がある場合は、当該成果物の引渡前)に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、成果物、仮設物又は業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

(調査、監査等)

第25条 発注者は、受注者の業務に関して随時調査し、又は必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、正当な理由がなく、前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(履行期限の延長)

第26条 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由によつて履行期限までに業務を履行することができないときは、事前にその理由を明らかにして履行期限の延長を願い出ることができる。この場合において、延長の期限は、発注者と受注者との間で協議して定める。

(委託業務の報告)

第27条 受注者は、業務の開始後において毎月10日までに、前月に履行した業務に係る委託業務実績報告書を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。ただし、月の中途において契約を解除した場合にあつては、契約解除の日の翌日から起算して10日以内に提出しなければならない。提出の期限日が鹿児島市の定める休日であるときはその翌日までとする。

(請求及び支払)

第28条 受注者は、前条の規定による承認を受けたときは、前月に履行した業務に係る業務委託料

の請求書を速やかに発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者からの請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求に係る金額を受注者に支払うものとする。
- 3 業務委託料の支払は、別記1の区分によるものとする。
- 4 第1項の業務委託料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月における業務の履行が1月に満たないとき又は第26条による履行期限の延長などにより、当該月における業務の履行が1月に満たなくなったとき(発注者の責めに帰すべき理由による場合を除く。)は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 5 前項の場合において、業務委託料に円未満の端数が生じたときには、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 6 発注者の責めに帰すべき理由により業務委託料金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約(変更契約を除く。)の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(業務委託料の額の変更等)

第29条 発注者は、契約期間中に天災事変、賃金、物価等の激変その他予期しない特別な理由により、業務委託料が著しく不相当であると認められることとなった場合は、受注者と協議して業務委託料を変更することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、発注者が必要と認めるときは、受注者と協議の上この契約の内容を変更し、又はその履行の一時中止若しくは打ち切りを命ずることができる。
- 3 前項の規定により契約の内容を変更し、又は履行の一時中止若しくは打ち切りを命じたことにより、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。

第29条の2 発注者は、放流水質が要求水準書に示す法定基準、契約基準及び目標基準を達成していないときは別記2の1に定めるところにより、業務委託料の額を減額することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない理由より生じた場合には、この限りでない。

- 2 発注者は、受注者が本業務のプロポーザルに際して発注者に提出した技術提案書において提案した業務水準が履行されてないことが判明した場合は、別記2の2に定めるところにより、業務委託料の額を減額することができる。
- 3 発注者は、電力使用量原単位が要求水準書に示す契約基準を超過した場合においては別記2の3に定めるところにより、業務委託料の額を減額することができる。ただし、谷山処理場の処理方法の変更等に伴い電力量原単位が超えることや、1日当たりの流入水量が要求水準書に示す日最大汚水量を超えるなど基準値を超えることを発注者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 受注者にて調達するユーティリティにおいて、要求水準書に示す変動費対象の燃料及び薬品(ポリ硫酸第二鉄)のうち、調達数量が基準数量を超過した場合において別記3に定めるところにより、受注者は発注者に対して超過分に相当する費用を請求することができる。
- 5 受注者にて調達するユーティリティにおいて、要求水準書に示す変動費対象の薬品(放流水滅菌用に使用する次亜塩素酸ナトリウム)のうち、当該年度の実績処理水量が想定処理水量に対して一定の割合で変動する際は、別記3に定めるところにより、発注者または受注者に費用の調整を請求

することができる。

(業務委託料の額の変更に代える要求水準書等の変更)

第30条 発注者は、業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の額の変更)

第31条 発注者又は受注者は、委託期間内でこの契約を締結した日から鹿児島県における電工労務単価(公共工事設計労務単価)又は消費者物価指数総合指数が1,000分の50の割合を超える変動により業務委託料の額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、別記4に定めることにより、業務委託料の額を変更するものとする。

3 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の額の変更を行った日から12月が経過した後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく業務委託料の額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。

(委託業務の引継ぎ)

第32条 受注者は、本契約の業務を支障なく遂行するため、発注者が指定する者から引き継ぎを受けなければならない。

2 前項の引き継ぎを受けるために必要な費用(発注者が指定する者が必要となる費用を含む。)は、受注者が負担する。

3 受注者は、業務着手後速やかに業務対象施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継書を作成し、本契約が終了するまで、業務場所に備え置くものとする。

4 発注者は、いつでも引継書を閲覧し、また、受注者に対して記載内容の説明を求めることができる。

5 受注者は、必要に応じて引継書の内容を変更することができる。

6 本契約が終了する場合又は業務期間において契約を解除する場合は、受注者は、本契約書の他の条項に規定するもののほか、次の措置を行わなければならない。

(1) 施設内の受注者の所有物を撤去すると共に、事務室等を整理整頓すること。

(2) 発注者が指定する者に対して行う業務を支障なく遂行するために必要な引き継ぎ(引継書及び成果物の引き継ぎを含む。)は、本業務に含むものとし、発注者が指定する期間に行うこと。

(契約不適合担保責任)

第33条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないものであるときは、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで、受注者に対し、目的物の修補、

代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約の着手すべき期日を経過しても履行に着手しないとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 合理的な理由がなく、第19条第1項の放流水水質基準を満たせない状態が一定期間継続したとき。
- (5) 正当な理由がなく、第33条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。

- (8) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (9) 第40条又は第41条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱(昭和62年12月1日制定)または鹿児島市水道局業務委託等入札参加資格審査要綱(平成9年1月29日制定)に基づく入札参加資格を喪失したとき。
- (11) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- ケ 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- コ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟(以下「抗告訴訟」という。)を同法第14条に規定する出訴期間内に提起しなかったとき。
- サ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- シ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決(ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。)が確定したとき。

ス 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人) について刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第36条 第34条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに業務の履行を完了することができないとき。
- (2) 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
- (3) 第34条又は第35条の規定により、業務履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、変動費を除いた業務委託料の月額を12月分に換算した額(以下「年額相当額」という。)の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。

- (1) 第34条又は第35条の規定により業務履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 第1項第1号の場合において、受注者の履行を認めるときは、発注者は当該履行期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ、年額相当額から当該履行部分に相応する額を控除した額に対して支払遅延防止法の率で計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

6 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

7 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。

8 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。

9 第2項の場合(第35条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による損害賠償の請求)

第38条 受注者が第35条第12号クからスまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するかどうかを問わず、損害賠償金額として、年額相当額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務の履行が完了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第35条第12号クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合
- (2) 第35条第12号スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- (3) その他発注者が特に認めた場合

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する年額相当額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

4 受注者が第1項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。)の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(協議解除)

第39条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。

(受注者の催告による解除権)

第40条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第41条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第29条第1項及び第2項の規定により発注者が契約内容を変更したため、契約期間の始期から満了の日までの業務委託料の総額が当初の3分の1以上減少したとき。
- (2) 第29条第2項の規定により、発注者が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

2 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条 第40条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除の場合の原状回復等)

第43条 この契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該履行完了部分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、発注者からの貸与物、支給材料その他の物件があるときは発注者の指示に従いこれを発注者に返還し、受注者の物件その他発注者が返還を受けることを要しない物件があるときは発注者と協議して定めた期間内にこれを引き取り、その他原状回復をするものとする。ただし、原状回復の必要がないときは、この限りでない。

3 受注者が、正当な理由がなく、前項に規定する物件の返還、引取りその他原状回復をしないときは、発注者は、受注者に代わってその物件を処分することができる。この場合において、受注者は、その処分方法について異議の申立てができず、かつ、これに要した費用を負担しなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第44条 受注者は、第40条又は第41条の規定によりこの契約を解除したとき、これによって生じた損害の賠償を発注者に対して請求することができる。

(危険負担)

第45条 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、発注者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 発注者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、発注者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、受注者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

(相殺)

第46条 発注者は、この契約において、受注者から徴収すべき金額があるときは、その金額と受注者に支払うべき業務委託料又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(委託業務の是正)

第47条 発注者は、契約を履行する上で受注者に欠陥又は不具合な点があると認めたときはいつでも是正その他必要な措置を講じるように指示できるものとする。なお、これらに係る経費は、受注者の負担とする。

(業務責任)

第48条 受注者の従業員がこの契約に基づいて行う業務上の行為は、すべて受注者の責任とする。また、受注者の従業員が業務上傷病を負い、又は死亡した場合も同様とする。

(秘密の保持)

第49条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する場合を除き、本契約の履行に伴い相手方から入手した相手方に関する情報(技術提案書や業務実施計画を含む。)を、第三者に対して開示しないものとする。

(1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

(2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

(3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。

- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合(議会の開示請求がある場合を含む。)において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 本契約が第34条又は第35条のいずれかにより解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務実施計画を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(疑義の解決)

第50条 この契約書の各条項若しくは要求水準書の解釈について疑義を生じた事項又はこの契約書若しくは要求水準書に定めのない事項については、関係法令、鹿児島市水道局契約規程(平成20年規程第7号)により準用する鹿児島市契約規則(昭和60年規則第25号)及び鹿児島市水道局会計規程(昭和63年規程第9号)によるほか、発注者と受注者との間で協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第51条 本契約に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。

別記 1 (業務委託料の内訳及び支払限度額)

1 本契約において、各会計年度における業務委託料の内訳は次のとおりとする。

(1) 固定費 , 000 円 (うち消費税及び地方消費税の額, 000 円)

令和 09 年度 : , 000 円 (うち消費税及び地方消費税の額, 000 円)

令和 10 年度 : , 000 円 (うち消費税及び地方消費税の額, 000 円)

令和 11 年度 : , 000 円 (うち消費税及び地方消費税の額, 000 円)

令和 12 年度 : , 000 円 (うち消費税及び地方消費税の額, 000 円)

令和 13 年度 : , 000 円 (うち消費税及び地方消費税の額, 000 円)

別記2(第29条の2関係)

業務委託料の減額の算定方法

1 放流水質に関する基準未達の場合(第29条の2第1項関係)

(1) 法定基準に関する減額の算定方法

発注者は、未達の生じた月ごとに業務委託料(固定費)を減額することができるものとし、減額の算定は式①による。

$$\text{減額料} = \text{固定費(年額)} \times \text{法定基準未達回数} \times 4 / 100 \cdots \text{式①}$$

(2) 契約基準に関する減額の算定方法

発注者は、未達の生じた月ごとに業務委託料(固定費)を減額することができるものとし、減額の算定は式②による。

$$\text{減額料} = \text{固定費(年額)} \times \text{契約基準未達回数} \times 2 / 100 \cdots \text{式②}$$

(3) 目標基準に関する減額の算定方法

発注者は、未達の生じた月ごとに業務委託料(固定費)を減額することができるものとし、減額の算定は式③による。ただし、各年度、目標水質未達回数の累計が12回までは減額の算定対象とせず、12回を超えた回数から減額の算定対象とする。

$$\text{減額料} = \text{固定費(年額)} \times \text{目標水質未達回数} \times 1 / 100 \cdots \text{式③}$$

2 業務委託料の減額(第29条の2第2項関係)

発注者は、技術提案書において提案した業務水準が履行されてないときは未達の生じた月ごとに、業務委託料(固定費)を減額することができるものとし、減額の算定は式④による。

$$\text{減額料} = \text{固定費(年額)} \times \text{業務水準未達日数} / 1,826 \cdots \text{式④}$$

3 業務委託料の減額(第29条の2第3項関係)

電力使用量原単位が契約基準1を超過した場合、受注者は改善計画書を作成し、受注者の負担により改善措置を実施する。

発注者は、電力量原単位が契約基準2を超過した場合、業務委託料を減額することができるものとし、減額の算定は式③による。

ただし、処理方式の変更等に伴い、電力量原単位が契約基準を超えることや、1日当たりの流入水量が、要求水準書の日最大汚水量を超えるなど、基準値を超えることを発注者が認めた場合はこの限りでない。

$$\text{減額料} = (\text{当該年度の電力量原単位}(\text{kWh}/\text{m}^3) - 0.369(\text{kWh}/\text{m}^3)) \times \text{当該年度の処理水量}(\text{m}^3)$$

×電力量単価(円/kWh、※)・・・式③

※電力量単価は、発注者が電力会社に当該年度3月使用分として実際に支払った電力量料金(燃料費調整単価及び離島ユニバーサルサービス調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む、基本料金を含まない)の平均単価(小数点以下3位を四捨五入)とする。

業務委託料の構成及び算定方法

1 業務委託料の構成

(1) 固定費

要求水準書「4. 業務範囲」に示すもののうち、次項の変動費を除くものとする。

(2) 変動費

要求水準書「8.7 ユーティリティ調達・管理業務実施要領」に示すポリ硫酸第二鉄、特A重油、重油、軽油、次亜塩素酸ナトリウム(谷山処理場放流水滅菌用薬品)の各基準数量の超過分に相当する費用

2 月額業務委託料の算定方法

(1) 月額の業務委託料は、次式により算定する。

$$\text{月額業務委託料(円/月)} = \text{固定費(円/月)} + \text{変動費(円/月)}$$

(2) 固定費及び変動費は次のとおりとする。

$$\text{①固定費(円/月)} = \text{当該年度の固定費額(税込み)(円)} \div 12(\text{月})$$

千円未満の端数は、当該年度の最終月にて調整する。

②変動費(ポリ硫酸第二鉄、特A重油、重油、軽油)

$$\text{変動費(円)} = (\text{委託期間中の調達実績}-\text{基準数量}) \times \text{単価} \quad ※1$$

小数点以下は切り捨て

原則として、委託期間中の調達実績が基準数量を超過した月の業務委託料と算定する。

調達実績が基準数量を超過し、変動費として業務委託料と算定、発注者に請求した場合は、翌月以降は基準数量を前回請求時の累計の調達実績に置き換えて算定する。

※1 単価は原則として、超過した月に受注者が複数社に見積りを徴取し、最も安価な見積単価を採用する。ただし、災害等により緊急に調達する必要がある場合はこの限りではない。

③変動費(谷山処理場放流水滅菌用使用する次亜塩素酸ナトリウム)

$$\begin{aligned} \text{変動費(円)} = & (\text{当該年度実績処理水量}(\text{m}^3) - \text{想定処理水量}(45,000 \text{ m}^3/\text{日}) \times 365(366) \text{ 日}) \\ & \times \text{注入率} ※2 \times \text{単価} \quad ※3 \end{aligned}$$

小数点以下は切り捨て。

当該年度の最終月において、当該年度における想定処理水量と実績処理水量の差を調整するものとする。業務完了時においても同様に取り扱うものとする。

なお、年間における実績処理水量の変動が想定流入水量の1,000分の50未満である場合は、調整は行わないものとする。

- ※2 注入率は当該年度実績を基に算出。(上限 0.0086kg/m³)
- ※3 単価は原則として、当該年度の最終月に受注者が複数社に見積りを徴取し、最も安価な見積単価を採用する。ただし、災害等により緊急に調達する必要がある場合はこの限りではない。

別記4(第31条関係)

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の額の変更

1 賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更

- (1) 第31条に示す業務委託料の額の変更を請求された場合、委託費の変更額は式①による。

$$\text{変更額} = (\text{当該年度における変動費を含まない業務委託料}) \times (\text{業務委託料に対する比率}) \times (\text{改定率}) \cdots \text{式①}$$

改定率 = 改定時の鹿児島県電工労務単価 / 改定以前の鹿児島県電工労務単価

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1回目の改定時の「改定以前の鹿児島県電工労務単価」は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価(国土交通省)」の「鹿児島県電工労務単価 27,200円」とする。

2 物価の変動に基づく業務委託料の額の変更

- (1) 第31条に示す業務委託料の額の変更を請求された場合、委託費の変更額は式②による。

$$\text{変更額} = (\text{当該年度における変動費を含まない業務委託料}) \times (\text{業務委託料に対する比率}) \times (\text{改定率}) \cdots \text{式②}$$

改定率 = 改定時の消費者物価指数総合 / 改定以前の消費者物価指数総合

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1回目の改定時の「改定以前の消費者物価指数」は、「2025年基準 消費者物価指数全国2026年(令和8年)7月分(総務省)」の「総合指数 102.0」とする。

なお、上記1および2により改定する対象費用は、下表の通りとする。

改定対象費用に示す直接経費は、「下水道施設維持管理積算要領-処理場・ポンプ場施設編 2020 年版-」における直接経費のことを指す。

改定対象経費	指数	業務委託料に対する比率
消費者物価指数(総合)の 改定対象以外	電工労務単価	91.3%
ユーティリティ (水道、通信、燃料(固定費)、薬品費 (固定費)、直接経費の率計上に含ま れない備品・消耗品)	消費者物価指数 (総合)	8.7%
ユーティリティに係る諸経費		

※「業務委託料に対する比率」は、発注者が算定した比率